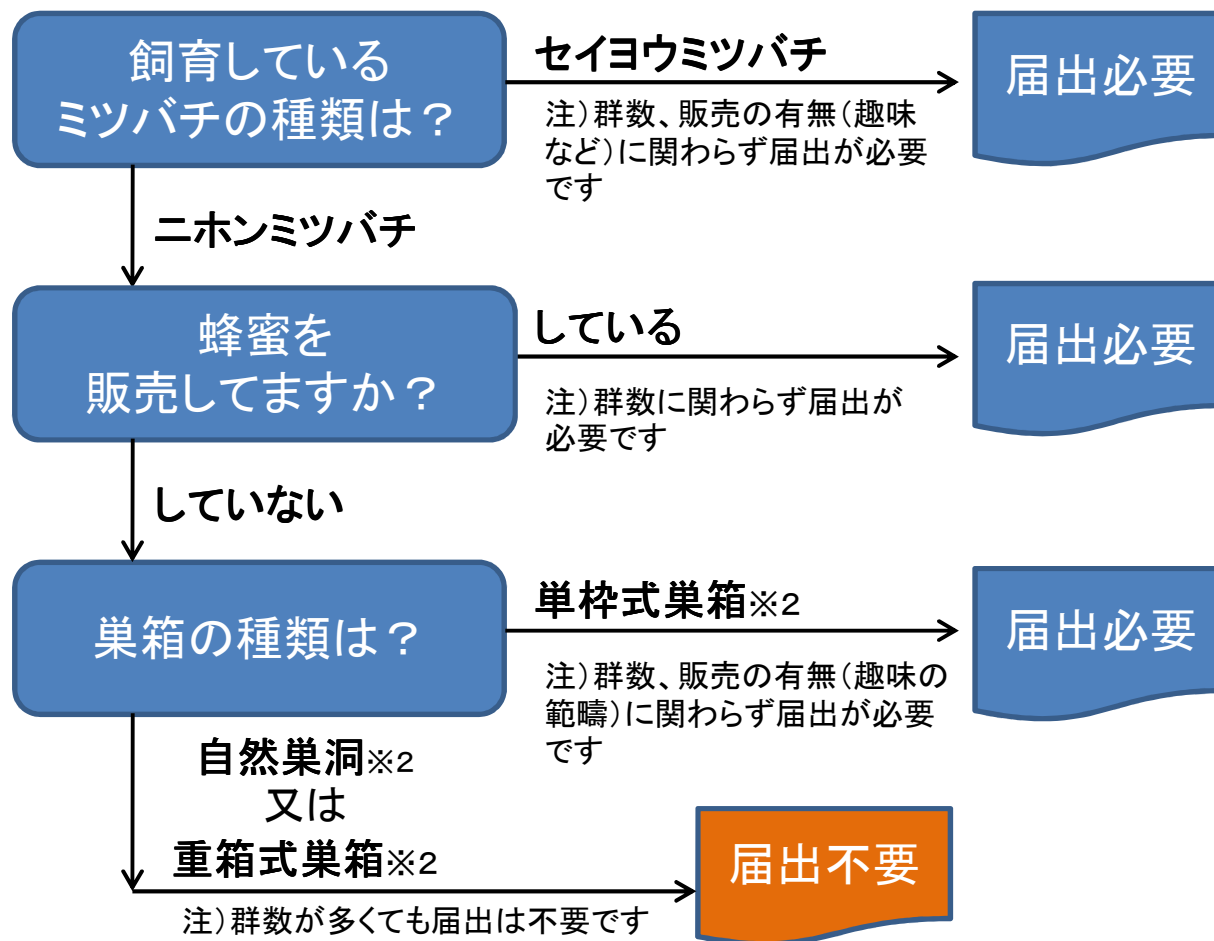


蜜蜂の届出が必要？

（以下のフロー図で確かめよう）



①県内在住者が県内で飼育する場合



「蜜蜂飼育届」※1を毎年、最寄りの農業普及・振興課（各地域の振興局内）又は市町村へ提出してください。なお、飼育者間で場所・群数等の調整が必要です。

- ※1 蜜蜂飼育届（別記第1号様式）
- ※2 「飼育法の例」を参照ください。
- ※3 熊本県畜産課までご連絡ください。
- ※4 お住まいの都道府県を經由して、熊本県に提出されます。本県飼育者との調整が必要。

②県外在住者が熊本県で飼育する場合

